

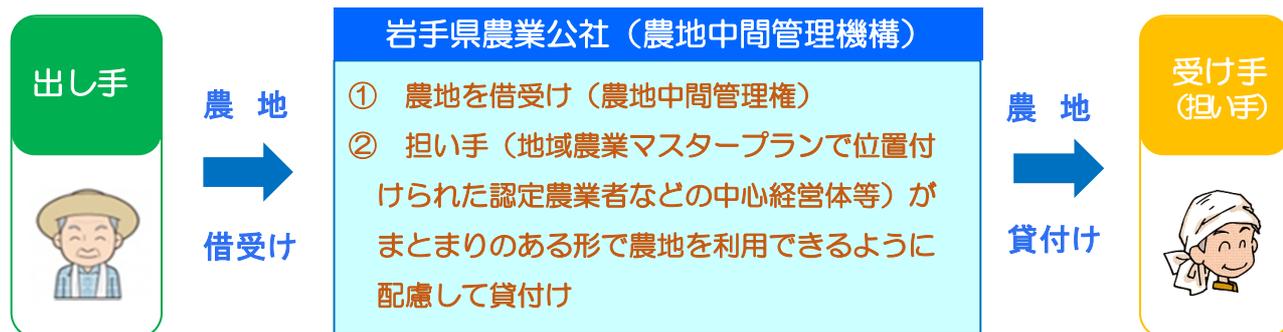
農地中間管理事業の概要

公益社団法人岩手県農業公社

農地中間管理事業とは

県内全域で作成した地域農業マスタープラン（人・農地プラン）を基本に捉え、担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構（農地バンク）である公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社（機構）」という。）が、農地の借受け・貸付けを行うものです。

事業の仕組み



注）公社が借り受けた農地が担い手に貸し付けられずに2年経過した場合は、原則、所有者へ返還されます。

こんな時に頼りになる公社（機構）【活用例】

▶ 農業者が経営転換やリタイアする場合

経営転換やリタイアする農業者が農地を公社（機構）に貸すことにより、公社（機構）は担い手ごとの希望も踏まえ、利用農地をまとまりのある形に整理して担い手に貸付けます。

▶ 地域の担い手が相互間で分散している農地を交換したい場合

利用権の交換を希望する担い手それぞれが、公社（機構）に利用権を移し、公社（機構）は利用農地をまとまりのある形に整理して担い手に貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。

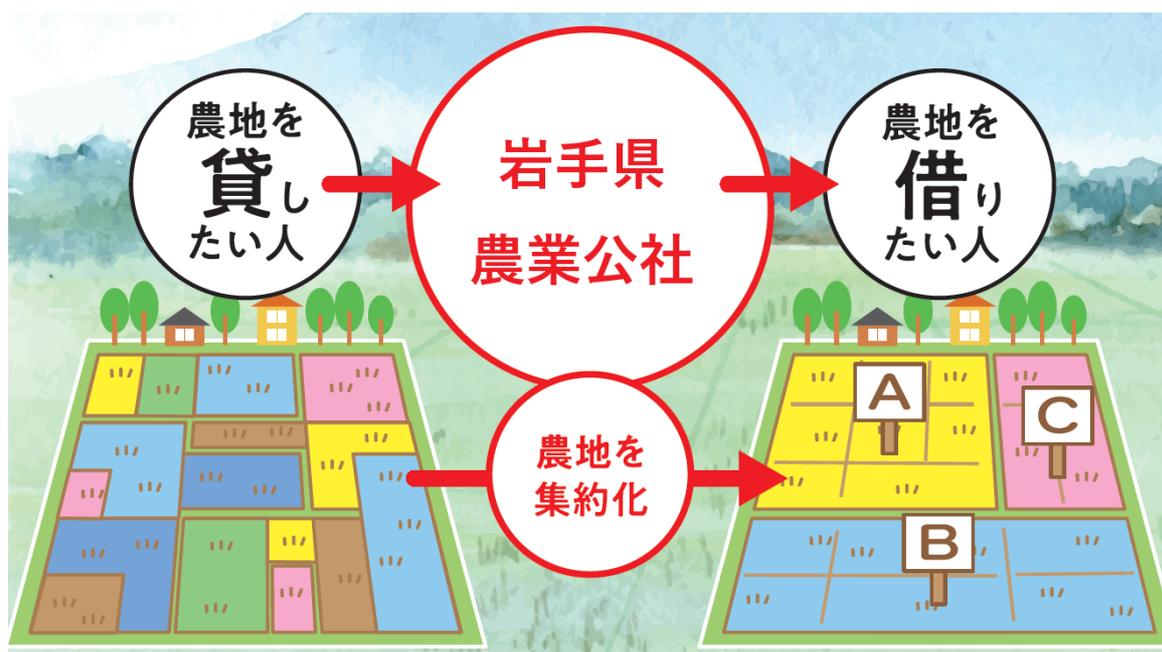
▶ 農地を貸したいが受け手がない場合

受け手が見つからない農地については、「登録農地」として整理し、所有者自らが探すよりも効率的に受け手を見つけます。

▶ 遊休農地を活用する場合

農地利用可能と判断した場合、公社（機構）が借受け、条件整備（出し手も一部負担）を実施し、借受希望者を募集し貸付けます。

農地の集約（イメージ）



農地の集積・集約化で生産コスト削減！